

はじめに

平成10年に策定された現行の全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」においては、国土計画の理念の明確化、地方分権等の諸改革への対応、指針性の充実等により、21世紀に向けた新たな要請に応え得る国土計画体系の確立を目指すべきとされた。

これを受けて、現在、国土審議会では、新たな国土計画体系に関する審議が進められており、平成14年11月には、新たな体系の方向性を示す基本政策部会報告がとりまとめられた。この中では、国土計画の指針性の向上のために、国土計画のマネジメントサイクルの確立を目指すべきとされ、これに資するとともに、国土をめぐる情報の充実と国民や関係機関との共有化のためにも、国土をめぐる諸情勢等を常時収集分析する「国土のモニタリング」が必要である旨の提言がなされた。

国土計画局では同部会報告で提言された事項のうち速やかに着手可能なものとして、「国土のモニタリング」に取り組むこととし、その実施内容を具体的に検討するため、「国土のモニタリング研究会」において学識経験者のご指導を得ながら、議論を進めてきた。本報告は、平成14年7月以来、約1年間計6回にわたる本研究会での検討をもとに、事務局である国土計画局がとりまとめたものである。

本報告書の . では、本研究会での検討事項を整理した。

. では、今後実施すべき国土のモニタリングの項目、視点、指標例を検討し、モニタリング計画案として整理するとともに、わかりやすく使いやすいこれらの成果提供システム構築のための配慮事項をとりまとめた。

. では、計画案のうち相当数を現時点で実際に実施・分析し、その結果を示すとともに、これらから得られる国土計画に対する示唆をいくつか示した。

. では、今後国土のモニタリングを実施していく上で、さらに努力していくべき事項について考察をとりまとめた。

今後は、本研究会での検討成果を踏まえ、その時々判断も加えながら、着実に「国土のモニタリング」を進め、内容の充実を図るとともに、これらの成果を「成果提供システム」の構築により、わかりやすく使いやすい形で国民や関係機関に示していくことが重要である。これらを通じて、新たな課題の把握など、国土計画の策定、推進、評価に有益な情報を与えるとともに、国民の国土計画に対する理解の増進に資することを期待するものである。